

（表 面）

年 月 日

只見町長 様

申請者 住 所 只見町大字 字 番地

氏 名 ⑩

子宝祝金支給認定申請書

只見町子宝祝金支給要綱第5条の規定により、子宝祝金の支給認定を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

出生児	ふりがな				生 年 月 日	性 別
	氏 名				年 月 日	男 ・ 女
世帯構成	氏 名	性別	生年月日	年齢	続柄	
					父	
					母	
振込口座	金融機関名	支店名	種別	口座番号	口座名義	
※町確認欄	出生届出年月日	年 月 日				
	住民となった日	年 月 日				

※添付書類 戸籍謄本

住民基本台帳閲覧の承認

只見町子宝祝金支給審査のために、住民基本台帳を閲覧することについて承認します。

年 月 日

住 所 只見町大字 字

氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩

## 誓 約 書

住 所 只見町大字 字 番地

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

私は、只見町子宝祝金支給要綱の目的を尊重し、将来とも只見町に居住する意思を持ち、町の発展に努力します。

万一、只見町子宝祝金支給要綱第4条の支給要件に該当しなくなった場合は、祝金の全部又は一部の返還を命ぜられても異議ありません。

### 只見町子宝祝金支給要綱（抜粋）

（目的）

**第1条** この要綱は、出産を祝い、心身ともに健やかな児童の育成と、次世代を担う若者の定住化を奨励するため、子宝祝金（以下「祝金」という。）の支給を行い、家庭における生活の安定と活力ある地域づくりを進め、もって過疎対策の一助に寄与することを目的とする。

**第2条** 省略

（祝金の額）

**第3条** 祝金は、次の各号に掲げる額とする。

- （1） 第1子 10万円
- （2） 第2子 20万円
- （3） 第3子以降 30万円

（支給要件）

**第4条** 祝金は、只見町に住所を有し次の各項に定める支給要件に該当する場合、養育する父又母（以下「受給権者」という。）に支給するものとする。

- （1） 前条第1号の支給を受ける者は、出産後1年以上引き続き居住する意思のある者
- （2） 前条第2号の支給を受ける者は、出産前1年以上住所を有し、かつ、出産後2年以上引き続き居住する意思のある者、又は出産後3年以上引き続き居住する意思のある者
- （3） 前条第3号の支給を受ける者は、出産前2年以上住所を有し、かつ、出産後3年以上引き続き居住する意思のある者、又は出産後5年以上引き続き居住する意思のある者

以下省略